

# 11月は児童虐待防止推進月間

～「もしかして？」ためらわないで！189（いちやく）～

子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶ちません。子どもの安全を守るため、家庭や学校だけでなく、地域が一体となって子どもを見守りましょう。

日々のちょっとした「目くばり」、「気くばり」が子どもたちを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

皆さんも日頃から地域の子どもたちに目を向けることから始めてみてください。

令和2年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されています。

問あおもり親子はぐくみプラザ（☎017-718-2976）

## ◆体罰等によらない子育てを広げよう！

次のポイントを心掛けましょう

- ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ②「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ③子どもの成長・発達によってもできることできないことがあります
- ④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えましょう
- ⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- ⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦良いこと、できることを具体的に褒めましょう

## ◆見落としていませんか？

子どものこんなサイン

表情が乏しい  
おどおどしている

不自然な傷や打撲のあとがある  
着衣や髪の毛がいつも汚れている

落ち着きがなく、  
乱暴になる  
親を避けようとする  
夜遅くまで一人で遊んでいる



## こんなときはすぐにご相談ください

「虐待かも」と思われる子どもがいたら… 子育てに悩む親がいたら…

児童相談所（全国共通 ☎189）またはあおもり親子はぐくみプラザ（☎017-718-2976）へ

あなたの1本のお電話で救われる子どもたちがいます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

**障害年金相談コーナーを開設します**

社会保険労務士による障害年金相談を行います。障害年金制度について知りたい、障害年金を受けたいなど、この機会に相談してみませんか。どうぞお気軽にお越しください。

■11月16日（水）～18日（金）

■午前10時～午後4時

■所障がい者支援課相談室

（駅前庁舎1階）

■問国保医療年金課

（☎017-734-5352）

**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行**

令和4年1月から令和4年12月までの間に納めた国民年金保険料は、所得税や市・県民税を計算する際に、全額が社会保険料控除の適用となります。

11月に、日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告に必要ですので、大切に保管しなければなりません。

※10月以降に初めて保険料を納めたかたは、令和5年2月上旬に送付されます。

■問青森年金事務所

（☎017-734-7495）

※音声案内2番を押し、再度2番を押してください

**令和5年度果樹経営支援対策事業 1次募集**

優良品種への改植等を支援する果樹経営支援対策事業の申込みを受付します。補助額、補助率、採択基準など詳しくはお問合せください。

■補助事業メニュー

●優良品種への改植／新植／小規模園地整備／用水・かん水施設の整備／防災施設の整備／放牧園地発生防止の廃園

■対象者

●青森市果樹産地構造改革計画で担い手とされた農業者（廃園は市内在住の農業者）

■問11月30日（水）までに、あおもり産品支援課（☎017-2162-3002）へ



### 子どもの権利に関する パネル展を開催!

11月20日は「青森市子ども  
の権利の日」です。この機会に、  
子どもの権利を学びましょう。  
11月20日(水)・4日(金)・  
7日(月)午前9時～午後4  
時30分 ※2日は午後1時  
から、7日は午後3時まで  
所駅前庁舎1階駅前スクエア  
子育て支援課  
(☎017-734-5320)

### 令和4年度青森市民 意識調査結果報告書

市では、市民の皆さんが、ま  
ちづくりや生活についてどの  
ように考え、どのように行動  
しているかを把握し、施策・  
事業などを検討する基礎資料  
とすることを目的に、青森市  
民意調査を実施しています。  
このたび、令和4年度の調  
査結果報告書がまとまりまし  
た。報告書は、11月1日(火)  
から市ホームページ、市役所  
各庁舎、各支所・市民セン  
ターなどでご覧いただけます。  
問広報広聴課  
(☎017-734-5107)

### 11月11日は 児童扶養手当の支給日

11月11日(金)は、児童扶養  
手当の支給日です。※9・10  
月分の手当を支給します。  
▼転出入、対象児童に増減が  
生じた(出生、児童の施設  
入所等)、受給資格がなく  
なった(子を養育しなく  
なった、婚姻、異性との同  
居等)、公的年金を受給で  
きるようになった等の変更  
があったときは、速やかに  
届出しましょう。

### 令和4年度の「児童扶養手 当現況届」が未提出または 書類不備のかたは、令和5 年1月振込分からの手当が 差し止めとなります。必ず ご提出ください。

▼子育て支援課  
(☎017-734-5334)  
浪岡振興部健康福祉課  
(☎0172-62-1113)

### 農業用免税軽油の 交付申請を受付

東青地域県民局県税部で  
は、令和5年に使用する農業  
用免税軽油の免税証交付申請

を受付しています。

令和4年11月11日(金)まで  
に申請された場合は、免税証  
の交付日は令和5年3月1日  
(水)となります。令和4年11  
月14日(月)以降に申請された場  
合は、免税証の交付日は令和  
5年3月15日(水)以降となり  
ますので、ご注意ください(午  
前8時30分～午後5時まで受  
付)。詳細はお問合せください。  
問東青地域県民局県税部課  
税第一課(新町二丁目4-  
30、☎017-734-9976)へ

### 不動産取得税の 軽減制度

不動産取得税は、家屋を新  
築・増改築したとき、土地や  
家屋を売買・贈与・交換など  
で取得したときに一度だけ課  
税される県の税金です。

住宅の新築や中古住宅の取  
得等で一定の要件に該当する  
場合には、申請により不動産  
取得税が軽減される制度があ  
ります。詳細はお問合せくだ  
さい。

問東青地域県民局県税部課  
税第一課  
(☎017-734-9973)

### 市長コラム

## 小野寺あきひこの スゴロ!



給食費無償化開始。お子様ひとりあたり  
月5,000円～6,000円、年間約6万円の子  
育て世帯支援は大きな挑戦。6年前の市  
長就任時▲40億円だった財政赤字を縮  
減、令和3年度過去最高の50億円の黒字  
決算を実現し、財源を捻出してくれた市  
職員の努力と、市議会超党派の皆さまの  
ご賛同に心から感謝します。

10月5日、職場全体で子育てと仕事の  
両立を応援する「青森市育児取得応援宣  
言」のスタートを受け、交流推進課の川  
越大貴主事へお子様の誕生を祝う第一号  
の市長メッセージカードを進呈。すべての  
の男性職員が2週間以上の育児休業取得  
を目指します。

青森市の未来を支える子ども達のため  
に、これからも子育て支援に全力を尽く  
してまいります。

いよいよ八甲田に初冠雪を迎える季節  
の到来です。子ども達の温かな笑顔を守  
るための青森市の新たな取組をご紹介。

10月2日、おやこ食育セミナーへ。食  
育料理家のなぎさなお先生を講師に5  
歳から小学2年生の児童と保護者12組が  
参加。なぎさ先生考案のレシピ「青森ス  
ペシャル芋煮汁」「長芋入りピーマン肉  
詰め」などを一緒にクッキング。

10月3日、中核市で初となる小中学校



10月3日、小中学校給食費無償化開始。初日に  
当たり造道小学校2年1組で、さば味噌煮・い  
ももち汁など「おかわり」続出の給食を試食。